

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 選挙運動に関する支出金額の制限額
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

” 選挙管理委員会

目次

担当課（室）

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第二十八号

平成三十一年四月七日執行の岡山県議会議員選挙において、候補者一人が選挙運動に
 関し支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

選挙区	制限額 (円)	選挙区	制限額 (円)
岡山市北区・ 加賀郡	六、五一八、三〇〇	高梁市	六、〇八二、九〇〇
岡山市中区	六、三九六、三〇〇	新見市	六、〇二三、一〇〇
岡山市東区	六、一〇四、四〇〇	備前市・和気郡	五、六五五、四〇〇
岡山市南区	六、七九一、二〇〇	瀬戸内市	六、五三〇、九〇〇
倉敷市・都窪郡	六、三〇七、五〇〇	赤磐市	六、九四八、六〇〇
津山市・苫田郡 ・勝田郡	六、一七三、二〇〇	真庭市・真庭郡	七、二〇一、五〇〇
玉野市	六、〇四三、四〇〇	美作市・英田郡	五、九八八、〇〇〇
笠岡市	五、六四三、七〇〇	浅口市・浅口郡	七、一二一、三〇〇
井原市・小田郡	五、八四七、五〇〇	久米郡	五、二七九、五〇〇
総社市	六、二二八、四〇〇		

◎岡山県選管告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七三九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九八、三六八
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、一一九	数
高梁市	選挙区	八、七六七	数

平成31年3月29日 岡山県公報 号外

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、七〇二	一五、六四三	一四、〇〇六	一七、二一六	三六、五一七	一三四、三四五	四六、四四四	二六、五五九	四〇、一〇〇
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、五四〇	一二、九三七	八、三八六	一三、二五九	一二、二四四	一〇、五六六	一四、〇九九	八、五二七